令和6年4月版

**特例借換**

**特例借換資金融資**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **融資名** | **融資限度額** | **資金****使途** | **償還期間****据置期間** | **年利率** | **利子補給** | **信用保証料補助** |
| **特例借換****資金融資** | **既存債務額×１２０％****ただし上限5,000万円まで** | **運転****(借換)** | **１０年**以内**２年**以内 | 金融機関所定の利率 | 約定利率の1/2最大1.5%まで | **なし****借換により繰上償還した融資の保証協会返戻金は返戻免除** |

**申込受付期間**

**令和７年３月３１日（月）受付分まで**

**※１事業者１回限り**

**融資対象者**

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

(1) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内　　のみに有し、３年以上経営実績のある個人については、この限りでない。

(2) 江戸川区内で引き続き１年以上同一事業を経営していること。ただし、１年以上経営実績があり、　　かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。

(3) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人都民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第15条若しくは同法第15条の４の規定による徴収猶予又は同法　　第20条の５の２の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。

(4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること（当該資格を取得又は当該許認可等を受けることが確実と見込まれる場合を含む。）。

(5) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

(6) **中小企業等経営強化法第21条第2項による認定経営革新等支援機関の支援を受け、借換事業計画書（経営改善計画）の作成を行うこと。**

(7) **次のいずれかに該当していること。**

　　**① 最近３ヶ月※１の売上高の合計が前年同月比と比較してマイナス５％以上減少していること**

**② 直近（前期）決算の売上総利益※２もしくは営業利益※３が前々期決算と比較してマイナス５％以上減少していること**

**③ 最近１ヶ月の売上高が、最近１ヶ月から前年同月までの期間※４のうち任意の連続する３ヶ月間の売上高の平均と比較してマイナス５％以上減少していること**

　　　※１ 直近３ヶ月とは、申請月の前月（事情により前月の数字が確定していない場合は前々月）から、その前２ヶ月を含む３ヶ月の期間を指します。

　　　※２ 売上総利益とは、（売上高）－（売上原価）のことを指します。

　　　※３ 営業利益とは、（売上高）－（売上原価）－（販売費および一般管理費）のことを指します。

　　　※４ 最近１ヶ月が令和６年４月の場合、最近１ヶ月（令和６年４月）～前年同月（令和５年４月）の１３ヶ月となります。なお、最近1か月とは、申請月の前月(事情により前月の数字が確定していない場合は前々月)を指します。

**資金使途（借換対象融資）**

**・資金使途は経営改善計画に即した以下の既存債務の借換及びそれに要する諸費用などの運転資金**

・**江戸川区のあっせん融資の各制度。コロナ借換融資からの借換え利用も可とする。**

**ただし、利用は１事業者１回限り。各案件の信用保証の内容（責任共有制度の対象か否か等）の違いから１つに纏められない場合は、１度の申請で信用保証毎（複数）にすることが出来る。**

 ※ **取扱金融機関以外の他の金融機関の融資の借換えも可とする。**

**保　　　　　　証**

(1) 原則として信用保証協会の保証を要します。

(2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。（個人：原則として不要、法人：原則として代表者）

※下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

**申請に必要な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書（黄色２枚組）【区指定様式】 |
| ２ | 借換内容・改善計画資料・「借換事業計画書（経営改善計画）」【区指定様式】（原本と写し１通）既存債務の取扱金融機関の同意による他の金融機関債務への借換の場合は、以下の資料も添付・「借換同意書」【協会様式】（原本と写し１通） |
| ３ | 利子補給金申請等委任状（白色２枚組）【区指定様式】 |
| ４ | 資格証明書（写）、許認可証（写）等　※法律に基づく資格及び許認可等を要する業種の場合は添付 |
| ５ | 売上高、売上総利益、営業利益等の減少を確認するための資料（詳細は『制度に関する質問と回答』の問７を参照のこと）※売上等確認資料の提出が困難な場合は、所定の欄に金融機関の支店長印または担当税理士印があれば確認資料の省略可 |
|  | 《法　人》 | 《個　人》 |
| ６ | 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） | 印鑑証明書（申込人のもの）　２通 |
| 印鑑証明書（法人のもの）各２通 |
| ７ | 法人税納税証明書〈その１〉又は法人事業税納税証明書 | 所得税納税証明書〈その１〉又は個人事業税納税証明書 |
| ８ | 法人都民税納税証明書（又は法人市町村民税納税証明書） | 特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書※江戸川区民は省略可 |

　　　※ＮＰＯ法人の場合は、上記の書類に加えて、前事業年度の「事業報告書等」(写)（原則として東京都の受付印のあるもの）を添付

　　 ※郵送希望の場合は、返信用封筒（ﾚﾀｰﾊﾟｯｸ、またはサイズ角２以上の封筒に送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付）

※金融機関代行可

 **計画策定から融資実行まで**

(1) 経営改善計画を策定し、認定経営革新等支援機関の承認を受けます。

(2) 申込書類に必要な書類・資料は、上記「申請に必要な書類」を参照してください。

(3) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。

(4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。

(5) 融資実行後、金融機関を通じて、借換内容がわかる書類（協会の保証書（写））を区へ提出します。

《提出先》　江戸川区中小企業相談室（〒132-8501　江戸川区中央1-4-1）

４．区改善の申込とみ

 **制度に関する質問と回答**

**回答**

|  |  |
| --- | --- |
| 問１ | 【借換えの対象①】中小企業事業資金融資（マル区）と東京都のコロナ制度融資（伴走支援）を利用しています。借換えが可能ですか。 |
| 答） | 　借換えの対象となるのは区のあっせん融資のみです。東京都の制度融資や、金融機関独自の信用保証付き融資は対象になりません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問２ | 【借換えの対象②】『コロナ借換融資』を利用しています。『コロナ借換融資』と既存の区融資を利用しています。特例借換の利用は可能ですか。 |
| 答） | 　可能です。『コロナ借換融資』からの借換えも可能ですが、『コロナ借換融資』を既存の区融資と併せて利用することも可能です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問３ | 【セーフティネット保証の適用】『特例借換融資』にセーフティネット保証を利用することは可能ですか。 |
| 答） | * 『特例借換融資』には保証制度の指定はありません。セーフティネット保証の利用については、借換対象と責任共有制度の適否によりますので、信用保証協会へお尋ねください。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問４ | 【返済中の金利の変更】『特例借換融資』の返済中に金利の変更は可能ですか。 |
| 答） | 　『特例借換融資』の金利は区が指定する一律の利率ではなく、『金融機関所定の利率』＝事業者と金融機関で協議した利率（固定利率）で申込みすることになります。融資実行後の条件変更の際に、あっせん時の利率を超える利率へ変更することはできませんが、引き下げることは可能です。変更した際は、「返済状況報告書」に変更後の償還表を付してご報告ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問５ | 【条件変更を行った場合】『特例借換融資』を条件変更した場合、利子補給はどうなりますか。 |
| 答） | 　返済期間の延長や元金返済の停止や減額などの条件変更＝リスケジュールを行った場合、返済が続いていれば、当初約定範囲で利子補給は継続します。 |
| 問６ | 【借換後の新たな融資の申込み】経営支援資金特別融資（経営支援）と中小企業事業資金融資（マル区）を借換えました。その後、仕事を引き受けるため、運転資金が必要となったのですが、再度『経営支援』を利用することは可能ですか。 |
| 答） | 　可能です。特例借換資金融資を申込みした事業者も利用枠がある場合は再度、『経営支援』を利用することは可能です。 |
| 問７ | 【売上高の減少確認資料】確認資料とは、どのような資料が必要ですか。 |
| 答） | 確定申告に用いた損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費などの決算報告書の写しを提出してください。1. 最近３ヶ月の売上高の合計を前年同月比と比較する

試算表、法人事業概況説明書など1. 直近（前期）決算の売上総利益もしくは営業利益を前々期決算と比較する

「損益計算書」「○○原価報告書」「販売費および一般管理費」などの決算資料。（個人事業者の場合の「営業利益」は、「売上金額」から「売上原価」、「経費」を控除した「引当金額」を当てます。）1. 最近１ヶ月の売上高を最近１ヶ月から前年同月までの期間のうち任意の連続する３ヶ月間の売上高の平均と比較する

例）直近１ヶ月が令和６年４月の場合　令和６年４月～前年同月（令和５年４月）の１３ヶ月のうち、任意の連続する３ヶ月間の試算表（「損益計算書」「○○原価報告書」「販売費および一般管理費」）や法人事業概況説明書など |

|  |  |
| --- | --- |
| 問８ | 【責任共有保証が違うものがある場合】『特例借換融資』の申請は１回と聞きました。責任共有保証が違うため、一つにまとめられません。どうしたらよいですか。 |
| 答） | 　責任共有保証の関係の場合は、分けて申請することが可能です。ただし、申請は１回限りです。 |